



保険金の不正請求に関する情報がありましたら、ご連絡ください。

ペット保険の健全な発展・運営や被保険者に対する保険金の適正な支払いの観点から、保険金の不正請求に関する通報、相談を受付けております。お心あたりの事案がある場合には、以下より通報、相談をお願いします。

✉ <https://www.anicom-sompo.co.jp/inquiry/fair/> ☎ 0120-971-378
受付時間：平日 9:30～17:30／土・日・休日 9:30～15:30

保険に関するお問合せ・各種お手続きはあんしんサービスセンターへ



🌐 https://www.sonysonpo.co.jp/inq/inq_pet.html

あんしんサービスセンター ➔ 0800-888-8256

受付時間：平日 9:30～17:30 土・日・休日 9:30～15:30

*サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

ご意見・苦情等はお客様相談センターへ
0800-111-1091

■ 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

この保険の引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。この保険の引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 03-4332-5241(全国共通)

受付時間：平日9:15～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

「Web保険証券」、「普通保険約款・特約」、「ご契約のしおり(兼 保険金請求方法のご案内)」等は電子ファイルで提供します。

【引受保険会社】

ソニー損害保険株式会社 〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F

アニコム損害保険株式会社 〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階

[PP003] SA24-221

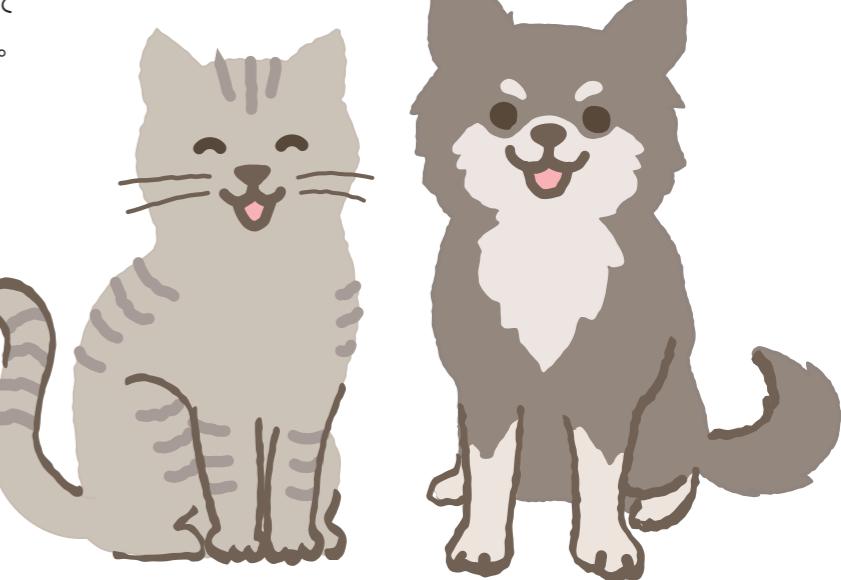
ご契約のしおり

(兼 保険金請求方法のご案内)

ご契約後の
手引きとして
ご活用ください。

この冊子は、ソニー損害保険株式会社(以下、「ソニー損保」または「当社」といいます。)のペット保険(以下、「どうぶつ健保」といいます。)についての重要事項、「どうぶつ健保」の内容、ご契約時にご注意いただきたいこと等、ぜひ知りていただきたい事柄のご説明と保険金請求のお手続方法を記載しています。

また、「普通保険約款・特約」もあわせて
ご一読いただきますようお願いします。



2025年12月以降始期用

ご契約のしおり (兼保険金請求方法のご案内) 目次

主な用語のご説明 P 1

第1章 ご契約のしおり

| | |
|-------------------------------|-----|
| 1 ご契約に際して | |
| 1 共同保険制度等のご説明 | P 3 |
| 2 取扱代理店の権限 | P 3 |
| 3 個人情報の取扱いに関するご案内 | P 3 |
| 4 保険料控除 | P 4 |
| 5 保険会社破綻時の取扱い | P 4 |
| 2 保険の特長と仕組み | |
| 1 商品概要、契約条件について | P 5 |
| 2 クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等について) | P 5 |
| 3 ご契約者および被保険者 | P 6 |
| 4 告知義務について | P 6 |
| 5 補償内容について | P 7 |
| 6 保険期間と保険責任 | P 7 |
| 7 待機期間 | P 8 |
| 8 主な特約とその概要 | P 8 |
| 9 補償の重複 | P 9 |
| 10 2年目以降のご契約継続について | P 9 |
| 3 保険料について | |
| 1 保険料の払込方法 | P10 |
| 2 保険料の支払方法とスケジュール | P10 |
| 3 保険料の払込期日と猶予期間 | P10 |
| 4 ご契約の解約と返還保険料 | P11 |
| 5 ご契約の失効と返還保険料 | P11 |
| 6 重大な事由による解除 | P11 |
| 4 保険期間中のご契約内容の変更・各種お手続きについて | |
| 1 書面によるお手続きが必要なもの | P12 |
| 2 ペット保険専用マイページでお手続き可能なもの | P12 |
| 3 お手続きQ&A | P14 |

第2章 保険金請求について

| | |
|------------------------------|-----|
| 1 保険金をお支払いする場合 | P16 |
| 2 保険金をお支払いしない場合 | P17 |
| 3 保険金請求手続の流れ | P19 |
| 4 窓口で精算できる場合のお手続き | P21 |
| 5 窓口で精算できない場合の具体例 | P22 |
| 6 アニコム損保へ直接保険金を請求する場合のお手続き | P23 |
| ■ Q&A(保険金請求について) | P26 |
| 7 ペット賠償責任特約について | P29 |

主な用語のご説明

あ 行

医薬品

保険運営上の医薬品とは「医薬品医療機器等法」にて農林水産大臣または厚生労働大臣より承認された「動物用医薬品」および「人用医薬品」をいいます。

応当日

保険期間中に迎える「契約日に対応する日」のことをいいます。

〈例〉始期日の1ヶ月後の応当日

4月30日が始期日の場合、1ヶ月後の応当日は5月30日となります。
ただし、応当日がない場合は、その月の末日となります。

5月31日が始期日の場合、1ヶ月後の応当日は6月30日となります。

か 行

告知義務

申込画面(どうぶつ情報・告知入力)等で入力いただくどうぶつの種類・品種・体重(混血犬(ミックス犬)の場合)・生年月日・年齢および告知書の記載事項は、ご契約に関する重要な告知事項ですので、正確に入力してください。これらの入力内容が事実と異なる場合や事実を入力しない場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いしないことがありますので、ご注意ください。

ご契約者

保険契約締結後、保険会社との間の契約上の様々な権利(ご契約内容変更などの請求権)と義務(保険料のお支払義務)を持つ約款上の「保険契約者」をいいます。

さ 行

始期月

始期日が属する月をいいます。

始期日

保険期間の始期の属する日をいいます。

失効(死亡失効)

ご契約のどうぶつが死亡したときにご契約の効力が失われることをいいます。

手術(「どうぶつ健保」における手術の定義)

診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます(縫合のみの場合は含みません.)。全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

傷病

ご契約のどうぶつが被った障害を約款上「傷病」といい、以下「ケガ・病気」といいます。

(1)ケガ…どうぶつが急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害をいいます(身体外部から有毒物質等を偶然かつ一時に吸入し、急激に生ずる中毒症状を含み、有毒物質等を継続的に吸入した結果生ずる中毒症状、細菌性食物中毒およびウイルス性食中毒を含みません。)
(2)病気…(1)のケガ以外の身体の障害をいいます。

診療明細書

診療を受けた動物病院において会計時に発行される診療項目ごとの明細が記された書類をいいます。保険金請求にあたり、診療明細書が発行されない動物病院で診療を受けた場合には、診療項目の内訳等を領収書やレシートに記入していただくよう動物病院に依頼してください。

た 行

待機期間

初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて30日を経過した日の24時までの期間をいいます。待機期間中に発症した病気は、待機期間終了後も補償の対象となりません。

通院(「どうぶつ健保」における通院の定義)

診療が必要な場合に、どうぶつが入院以外の診療を受けることをいいます。

どうぶつ

補償の対象となる約款上の「家庭どうぶつ」をいいます。

どうぶつ健康保険証

ご契約者名・被保険者名・どうぶつ名・どうぶつの生年月日・写真等の情報が記載されたカードをいいます。

「どうぶつ健保」対応病院において保険金を窓口で請求する際には、このカードを窓口に提示していただくことにより、保険で支払われる金額以外の診療費等のお支払いとなります。

カードのほか、ペット保険専用マイページから表示できる「e-どうぶつ保険証」もあります。

「どうぶつ健保」対応病院

「どうぶつ健保」に対応している動物病院をいいます。一部の例外を除いて病院の窓口で保険金の請求手続をすることができます。窓口で精算ができる場合、窓口で精算できない場合については、P21-22をご覧ください。

特約

普通保険約款に記載されている補償内容をさらに充実させることや、保険料払込方法などについて特別なお約束をすることを目的に適用するものです。

な 行

入院(「どうぶつ健保」における入院の定義)

診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、どうぶつを動物病院内にて、常に獣医師の管理下において治療に専念せることをいいます(静脈点滴を伴う治療、酸素室を使用する治療、抗がん剤の治療等の行為をいい、ご契約者、被保険者都合のお預かりは含みません。)

は 行

払込期日

保険料を払込みいただくお約束の期日をいいます。

引受審査

どうぶつの健康状態によって、引受の可否や特別な条件を適用(特定傷病除外特約の適用)してお引受けできるかを判断する行為をいいます。

被保険者

保険の補償を受けられる方をいいます。ご契約時にご契約者以外の方を被保険者に設定された場合は、ご契約者が被保険者の範囲に含まれないことがありますのでご注意ください。詳しくは、P6をご覧ください。

ペット保険専用マイページ

ご契約者ごとの「ペット保険専用マイページ」をご用意しており、ご契約内容の確認、住所変更、保険金請求などができるます。ログイン時には証券番号とパスワードが必要となります。

保険期間

保険会社がご契約に対して補償の責任を負う期間をいいます。

保険金

約款で定められた支払事由に該当したときに、被保険者にお支払いするお金のことをいいます。

保険証券

ご契約のどうぶつ、ご契約者、被保険者、支払限度額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載した書類をいいます。

なお、保険契約の締結時の書面として、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」・「どうぶつ健康保険証」があります。また、この保険はWeb保険証券(保険証券の発行をせずに、ご契約内容を「ペット保険専用マイページ」上で閲覧いただく方法)での取扱いとなります。Web保険証券は「ペット保険専用マイページ」からダウンロードまたは印刷のうえ、大切に保管してください。

保険料

保険契約において、補償を受ける対価としてご契約者にお支払いいただくお金のことをいいます。

ま 行

窓口精算

「どうぶつ健保」対応病院で診療を受けた際、被保険者が支払うべき診療費の額から保険金の額を除いた自己負担額を動物病院に支払うことによって、動物病院の窓口で保険金の請求手続が完了することをいいます。窓口で精算された場合には、被保険者に代わって「どうぶつ健保」対応病院が当社が委託するアニコム損害保険株式会社(以下、「アニコム損害」といいます。)に保険金を請求します。窓口での精算が可能な条件は、以下の3つです。詳しくは、P21をご覧ください。
①「どうぶつ健保」対応病院で診療を受けること。
②窓口精算期間に「どうぶつ健康保険証」を病院の窓口で提示すること。
③病院の窓口で保険契約の有効性が確認できること。

満期日

保険期間の満期の属する日をいいます。

や 行

約款

ご契約内容を具体的に記した条文を「保険約款」といいます。保険約款には、普通保険約款と特約があります。

有効性確認(保険契約の有効性確認)

保険契約の有効性確認とは、ご契約が有効であるか、窓口での精算が可能な条件を満たしているかを「どうぶつ健保」対応病院が確認することをいいます。万が一、「どうぶつ健保」対応病院の窓口で保険契約の有効性が確認できない場合であっても、補償が途切れおらず支払事由に該当するときは、後日アニコム損害へ直接ご請求いただくことで保険金をお支払いします。

第1章 ご契約のしおり

1 | ご契約に際して

1 共同保険制度等のご説明

- 本商品は、ソニー損保(幹事保険会社)とアニコム損保(非幹事保険会社)が引受保険会社となる共同保険です。
- 引受割合は、ソニー損保(幹事保険会社)99%、アニコム損保(非幹事保険会社)1%となります。各引受保険会社は、引受割合に応じて連帯することなく単独個別に責任を負います。
- 保険の募集については、幹事保険会社であるソニー損保が両社を代表して行います。ただし、以下に記載の保全等の業務・事務については、ソニー損保から委託を受けたアニコム損保が業務代理・事務代行会社としてお客様対応をさせていただきます。
 - ・お客様には、共同保険契約専用サイトからご契約いただけます。本サイトの運営および各種お問合せ等の対応は、アニコム損保が行います。
 - ・契約締結後、保険料はアニコム損保から請求させていただきます。
 - ・ご契約内容の確認およびご契約内容の変更等については、ペット保険専用マイページにて行っていただけます(一部郵送等によるお手続きがあります)。ペット保険専用マイページの運営および各種お問合せ等の対応は、アニコム損保が行います。
 - ・事故が発生した場合、保険金のご請求手続の案内や保険金のお支払いはアニコム損保が行います。
- 補償・サービスの内容や保険料、保険加入実績、保険金支払実績、引受方針等の情報は、共同保険制度の運営において必要な範囲で、引受保険会社間で相互に連携します。



*ご契約後の各種お手続きや保険金請求に関する案内等については、アニコム損保から連絡いたします。また、案内帳票にはソニー損保のペット保険「どうぶつ健保」では取扱いのないアニコム損保固有の商品に関する記載が含まれていることがあります。
*ソニー損保でペット保険以外のご契約がある場合、住所変更等のご契約者情報の変更を行うときは、ペット保険とは別に変更手続が必要となります。

2 取扱代理店の権限

当社取扱代理店は、保険契約締結の媒介のみを行います(締結代理権および告知受領権は有しません)。

3 個人情報の取扱いに関するご案内

<ソニー損害保険株式会社>

(1) 法令等の遵守

ソニー損保は、個人情報を取扱う際に、個人情報の保護に関する法律その他個人情報保護に関する諸法令に関し個人情報保護委員会および所管官庁が公表するガイドライン類に定められた義務、ならびにソニー損保のプライバシーポリシーを遵守します。

(2) 個人情報の利用目的

ソニー損保は、本保険契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本保険契約の管理・履行、適正な保険金等の支払い、再保険契約の締結、再保険金の請求、他の保険・金融商品(銀行代理業等に関する商品を含む)の案内・募集・契約締結の媒介、付帯サービスの案内・提供、アンケートの実施や商品・サービスの開発等の目的の達成に必要な範囲内において利用します。また、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

(3) 個人情報の提供・取扱いの委託、取得

- ①ソニー損保は、利用目的の達成に必要な範囲内において、本保険契約に関する個人情報を、業務委託先(保険代理店を含む)、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、他の損害保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、再保険会社等(外国にある事業者を含む)に提供し、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ②ソニー損保は、第三者である広告配信事業者(外国にある事業者を含む)に対し、ソニー損保の保有するお客様の個人情報を提供し、当該広告配信事業者においてマッチングを行った結果に基づいて、ソニー損保の取扱商品の案内のための広告を配信することができます。提供先となる広告配信事業者が、これらの情報を広告配信以外の目的で利用することはできません。
- ③提供先が外国にある事業者の場合の当該外国の名称や当該外国における個人情報の保護に関する制度等については、ソニー損保のプライバシーポリシーをご確認ください。
- ④ソニー損保は、第三者から個人関連情報(趣味嗜好カテゴリーやウェブサイトの閲覧履歴・広告閲覧履歴、その他インターネット利用時の行動に関する情報、属性情報(性別、年齢、家族構成、職業、お住まいのエリア等が含まれます))の提供を受け、ソニー損保が保有する個人データと紐づけたうえで、ソニー損保またはソニー損保の代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施、市場調査・データ分析の実施等ならびにそれによる商品・サービスの開発を達成するために利用することができます。
- (4) ソニー・フィナンシャルグループでの共同利用
ソニー損保は、ソニー・フィナンシャルグループが提供する各種金融商品やサービスの企画・開発等のため、ソニー・フィナンシャルグループ株式会社ならびにその連結対象会社および持分法適用会社のうち個人情報保護法27条5項3号に基づく对外告知を実施済みの会社との間で、お客様の個人データを共同利用します。
ソニー損保のプライバシーポリシー、個人情報の取扱いに関する詳細、ソニー損保の取扱商品・サービス内容等については、ソニー損保ウェブサイト(<https://www.sonysonpo.co.jp/>)をご覧ください。

<アニコム損害保険株式会社>

アニコム損保は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます)を保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、以下(1)から(4)の利用・提供を行なうことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、法令により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- (1) 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- (2) 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とするために、個人情報を他の損害保険会社(少額短期保険業者を含みます)または、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- (3) アニコム損保とアニコムグループ各社との間で各社の商品・サービス等の開発・提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- (4) 再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
アニコム損保およびアニコムグループ各社における個人情報の取扱い、アニコムグループ各社の範囲、アニコムグループ内における個人情報の管理責任者および各種商品やサービスの一覧などについての詳細は、アニコム損保ホームページ(<https://www.anicom-sompo.co.jp/>)をご覧ください。
*共同利用を行うアニコムグループ各社から、海外子会社は除きます。

<個人情報の共同利用について>

ご契約のどうぶつについて、アニコム損保での保険加入実績がある場合には、共同保険の制度運営のため、アニコム損保との契約情報をソニー損保が利用することができます。

4 保険料控除

「どうぶつ健保」は、保険料控除の対象にはなっておりませんのでご注意ください。

5 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、解約返還保険料のお支払いが一定期間凍結されることや、金額が削減されることがあります。「どうぶつ健保」は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっており、ご契約による保険金および解約返還保険料は、原則として80%(経営破綻後3ヵ月以内に発生した保険事故に関する保険金は100%)補償されます。

2 | 保険の特長と仕組み

1 商品概要、契約条件について

- 家庭等で飼養、管理されている愛がん動物または伴侶動物、身体障害者補助犬法に定める盲導犬・介助犬および聴導犬が対象となります。
- 事業用(繁殖用・興行用・闘争用・狩猟用等)の動物はご契約の対象とはなりません。

| 商品名 | 契約区分 | 概要 | 対象どうぶつ | 対象年齢等 |
|-------------------------|-------|--|--------|------------------------------|
| ソニー損保のペット保険 「どうぶつ健保」 | 初年度契約 | インターネットを通じて加入していただく商品です。 原則として健康体であることが条件です。(※) | 犬・猫 | 7歳11ヵ月まで *保険契約の始期日時点での満年齢 |
| | 継続契約 | 「どうぶつ健保」を引き続きご継続される方を対象とした商品です。 | | 終身 *原則自動的にご継続 |

(※)治療中のケガ・病気等がある場合でも、「そのケガ・病気は補償の対象外」とする条件(特定傷病除外特約)をつけてお引受けができることがあります。なお、以下の病気に罹患している、または罹患している疑いがある場合には、ご契約のお引受けできませんのであらかじめご了承ください。また、以下の病気以外でもケガ・病気等の履歴によりお引受けができない場合もあります(引受審査の基準について開示することはできません。)

- ①悪性腫瘍 ②慢性腎臓病 ③糖尿病 ④肝硬変(肝線維症) ⑤副腎皮質機能低下症(アジソン病) ⑥副腎皮質機能亢進症(クッシング症候群)
- ⑦甲状腺疾患 ⑧免疫介在性血小板減少症 ⑨免疫介在性溶血性貧血 ⑩巨大結腸症 ⑪巨大食道症(食道拡張症)
- ⑫膀胱分泌不全 ⑬猫伝染性腹膜炎(FIP) ⑭猫白血病ウイルス感染症(FeLV) ⑮バベシア症 ⑯ヘモプラズマ症(ヘモバルトネラ症)

2 クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等について)

- (1)「お客様がご契約を申込まれた日」を起算日として8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。
- (2)クーリングオフのお申出をする場合は、上記期間内に必ず、必須事項を記入した書面を郵送(8日以内の消印有効)いただくか、アニコム損害保険ホームページ掲載のお申出フォーム(<https://www.anicom-sompo.co.jp/coolingoff/>)で通知(8日以内の発信日有効)してください。なお、期限を過ぎた場合にはクーリングオフができませんのでご注意ください。
- (3)クーリングオフされた場合は、既にお支払いになった保険料をお客さまに返還します。



- *継続契約はクーリングオフの対象となりません。
- *電話・FAX等でのお申出は承ることができません。
- *保険金をお支払いする事故がすでに発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフをお申出いただいた場合には、お申出がなかったものとして取扱います。

記入必須事項

- ①ご契約をクーリングオフする旨の記載
(例)下記の保険契約をクーリングオフします。
- ②ご契約者の住所、氏名、捺印またはフルネームサイン、電話番号
- ③申込日
- ④証券番号、どうぶつの種類と品種
- ⑤(代理店を経由してお申込みされた場合)ご契約を申込まれた代理店名

送付先

〒160-8352
東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー 39階
アニコム損害保険株式会社
業務管理部 事務サービス課 クーリングオフ係 行

3 ご契約者および被保険者

次のとおりとなりますので、ご確認ください。

| | |
|------|--|
| ご契約者 | ご契約の申込みをする方をいい、保険料を支払う義務のある方をいいます。なお、お申込時点で、日本国内にお住まいの18歳以上の個人の方がお申込みいただけます。 *18歳未満の個人や法人の場合はお申込みいただけません。 |
| 被保険者 | <p>保険の補償を受けられる方をいいます。ご契約時にご契約者以外の方を被保険者に設定された場合は、ご契約者が被保険者の範囲に含まれない場合がありますのでご注意ください。保険証券等記載の被保険者(以下、「本人」といいます。)のほか次の方が被保険者となります。ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者を含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の配偶者(※1) ・本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 <p>(※1)次のいずれかの方をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律上の配偶者 ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方 ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態(同性パートナー)にある方(※2) <p>(※2)同性パートナーの取扱いの詳細については、あんしんサービスセンターまでお問合せください。</p> |

4 告知義務について

- ご契約者または被保険者には、ご契約時に、お引受けに関する重要な事項として、申込画面(どうぶつ情報・告知入力)等で当社が告知を求めた事項に正しく告知いただく義務(告知義務)があります。
 - ご契約者または被保険者の故意または重大な過失により告知した内容が事実と異なっている場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いしないことがあります。申込画面等の入力内容を必ずご確認ください。
- *正確な告知がなかった場合は、保険金をお支払いした後であっても調査を行う可能性があり、診療状況によっては特定傷病除外特約を提示させていただくことがあります。

| | |
|------|--|
| 告知事項 | <ul style="list-style-type: none"> ①ご契約のどうぶつの種類・品種・体重(混血犬(ミックス犬)の場合)・保険契約の始期日時点での満年齢 ②ご契約のどうぶつの過去のケガ・病気の履歴および現在の健康状態(健康状態などにより、特定のケガ・病気をお支払いの対象としない条件でお引受けできる場合や、ご契約のお引受けができない場合があります。) ③他のペット保険契約等(※)の有無 <p>(※)この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p> |
|------|--|

5 補償内容について

この保険は、ご契約のどうぶつが、ケガ・病気によって日本国内で診療を受けたことにより、被保険者が負担された診療費のうち、補償の対象となる診療費に支払割合を乗じた額をお支払いします。
ただし、下表のとおり通院・入院・手術といった診療形態^(※)ごとの1日(1回)あたりの支払限度額、限度日数(回数)を上限とします。

(※)各診療の形態についてはP16をご覧ください。

| | |
|-----|--|
| ご注意 | <p>*同日に複数回通院した場合、通院日数は1日とみなします。この場合は、補償の対象となる診療費を合算のうえ、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。</p> <p>*入院日数のカウント方法は、例えば2泊3日であれば入院3日となります。</p> <p>*手術は通院または入院(日帰り入院を含む)がセットとなり、それぞれ下表の支払限度額が適用されます。 → 例えば、2泊3日の入院中に手術を1回した場合は、入院3日に手術1回の支払限度額を合算して適用します。</p> |
|-----|--|

| | 支払割合 70% | | 支払割合 50% | |
|----|--------------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| | 支払限度額 | 限度日数(回数) | 支払限度額 | 限度日数(回数) |
| 通院 | 1日あたり 12,000円 まで | 年間 20 日まで | 1日あたり 8,000円 まで | 年間 20 日まで |
| 入院 | 1日あたり 30,000円 まで | 年間 20 日まで | 1日あたり 15,000円 まで | 年間 20 日まで |
| 手術 | 1回あたり 200,000円 まで | 年間 2 回まで | 1回あたり 150,000円 まで | 年間 2 回まで |

| | |
|-----|---|
| ご注意 | <p>*支払割合の変更は継続時に限り行なうことができますが、保険期間の途中では変更できません。</p> <p>*継続時に、支払割合の引き上げ(50%から70%へ変更)を希望される場合は、所定の引受審査をさせていただきます。 審査結果により支払割合を70%へ変更できない場合があります。</p> <p>*保険金をお支払いしない場合についての詳細は、P17「2 保険金をお支払いしない場合」をご覧ください。</p> |
|-----|---|

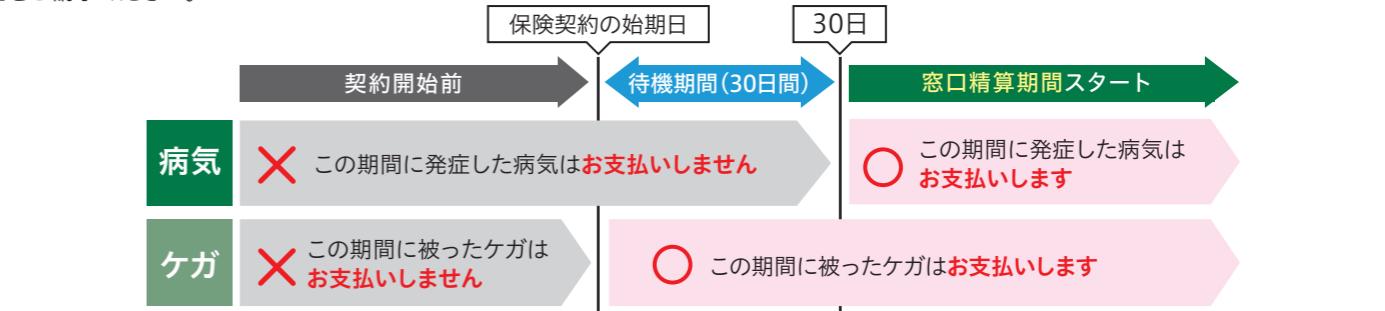
6 保険期間と保険責任

保険期間は1年間となり、保険責任の始期および満期につきましては、次のとおりとなります。

| | | |
|----|--|---|
| 始期 | 初年度契約 | お申込手續が完了した日の1ヵ月後(翌月の同じ日 ^(※))の0時 (※)31日などで同じ日がない場合は翌々月1日の0時 |
| | 2年目以降の継続契約 | 継続前契約の満期日翌日の0時 |
| 満期 | 始期日の1年後の応当日前日の24時。ただし、応当日がない場合は、その月の末日の24時 | |

7 待機期間

初年度契約に限り、保険契約の始期日から30日間の待機期間があります。発症日または受傷日によっては、保険金をお支払いしないため、ご注意ください。
また、待機期間中にケガを被り診療を受けたときは、「どうぶつ健保」対応病院の窓口での精算はできませんので、直接アニコム損保へ保険金をご請求ください。



8 主な特約とその概要

ご契約により付帯される特約が異なりますので、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」等をご確認ください。

| 特約名 | 特約の概要 |
|---------------|---|
| 継続契約特約 | すべてのご契約に付帯される特約です。特段のお申出がないかぎり、満期後は原則自動的にご契約が継続されます。 |
| 保険料支払手段に関する特約 | すべてのご契約に付帯される特約です。保険料をスマートフォンで決済する際に適用されます。 |
| 特定傷病除外特約 | 保険証券等に記載の特定のケガおよび病気・先天性異常にに関する診療費を、保険金の支払いの対象としない場合に適用されます。 |
| ペット賠償責任特約 | 別に定める特約保険料をお支払いいただくことにより適用されます。ご契約のどうぶつが起こした咬みつき、引っかき等の日本国内における加害事故によって、他人の身体や財物に損害を与え、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、1事故につき1,000万円を限度に補償します。 詳しくは、P29「7 ペット賠償責任特約について」をご覧ください。 *保険契約の途中での付帯、削除はできませんので継続時にお手続きください。 *保険会社が、直接被害者等(損害賠償請求者)との連絡や交渉を行う等のいわゆる示談交渉は行いません。 *1事故につき、3,000円を自己負担額とします。 保険金をお支払いしない主な場合 ・同居の親族に対する損害賠償責任 ・どうぶつを使用して対価を得る職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 等 |

*詳しくは「普通保険約款・特約」をご確認ください。

9 補償の重複

補償内容が同様の保険契約(ペット保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。それぞれのご契約の補償内容の違いや保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいだうえで、ご契約ください。

<補償が重複する可能性がある主な例>

| 今回ご契約いただく補償 | 補償の重複が生じる他の保険契約の例 |
|---------------------|-------------------|
| ソニー損保のペット保険「どうぶつ健保」 | ペット保険 |
| ペット賠償責任特約 | 自動車保険等の個人賠償責任補償特約 |

10 2年目以降のご契約継続について

保険期間は1年間ですが、ご契約には「継続契約特約」が付帯されていますので、解約等のお申出がないかぎり、満期後は原則自動的にご契約が継続されます。



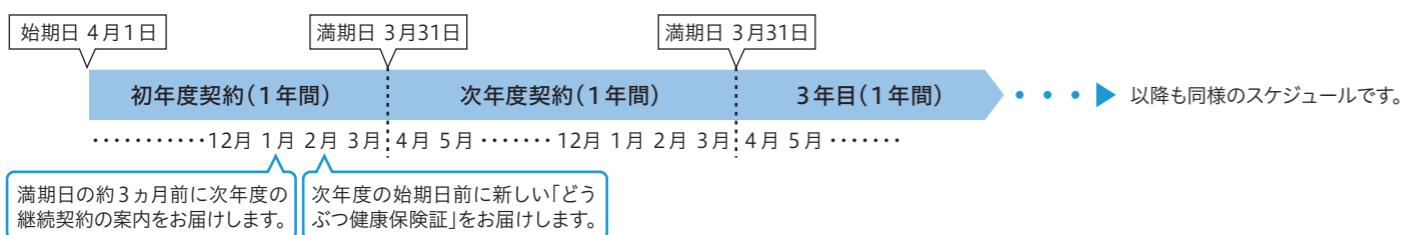
*ご契約者または引受保険会社より別段の意思表示があった場合や、保険金の支払状況、その他所定の理由により、ご契約を継続いただけないことがあります。

*自動的にご契約が継続とならない場合や、商品改定により保険料、補償内容等が変更となることがあります。

お手続きについて

満期日の約3カ月前に次年度の継続契約の案内をお届けしますので、ご契約内容の変更がある場合や、継続を希望されない場合等は、必ずお手続きください。お手続きがない場合、ご契約プラン、支払方法(口座情報・クレジットカード情報等)、払込方法(年払・月払)、ペット賠償責任特約の有無等を前年のご契約と同条件で引き受けさせていただきます。

例 4月1日が始期日の場合



継続時の保険料について

- 2年目以降は、どうぶつの年齢が1歳上がるごとに基本保険料も原則、ご契約継続の時点で毎年上がります。
- 始期日時点での年齢が満0歳の混血犬(ミックス犬)は、次年度の継続契約の案内前に体重確認をさせていただき、申告体重に基づき次年度の保険料を案内します。

3 | 保険料について

1 保険料の払込方法

払込方法は、保険料の全額を1回で払込む「年払」と12分割して払込む「月払」があります。

*月払の基本保険料は、年払の基本保険料に対し、5%割増を適用し12分割したものです。(10円未満四捨五入)

2 保険料の支払方法とスケジュール

(1)初年度契約

保険料の支払方法は、クレジットカードでのお支払いとなります。

- 初回保険料: 保険契約のお申込時にお支払いいただきます(月払の場合は12分割した2回分の保険料)。
- 月払の第2回目以降の保険料: 始期日の属する月の翌月以降10ヵ月間は1回分ずつ保険料を順月でお支払いいただきます(利用日は毎月1日となります)。

例 3月1日申込日
4月1日始期日の場合

| 月 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 |
|----|------|---|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 月払 | 2/12 | — | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 |

ただし、お申込日が31日などで翌月応当日がなく、翌々月1日が始期日となる場合には、下表のとおりとなります。

例 3月31日申込日
5月1日始期日の場合

| 月 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|----|------|---|---|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 月払 | 2/12 | — | — | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 |

(2)継続契約

保険料の支払方法は、クレジットカードまたは口座振替でのお支払いとなります。

始期月前月に保険料をお支払いいただきます。月払は、始期月前月から順月で12分割した保険料の1回分ずつをお支払いいただきます。

3 保険料の払込期日と猶予期間

払込期日とは、保険証券等に記載された保険料の払込みに関する期日をいいます。この期日までに保険料を払込みください。初回保険料および第2回目以降の月払保険料の払込期日と払込猶予期間満了日は、以下のとおりです。

払込猶予期間内に所定の保険料が払込まれない場合には、ご契約が解除され保険金をお支払いしませんのでご注意ください。

なお、未払いが発生した場合、以下の払込期日または払込猶予期間満了日までに保険料を払込みいただいていても、入金の確認ができるまでの間、「どうぶつ健保」対応病院での窓口精算を含む保険金のお支払いはしませんので、あらかじめご了承ください。

● 初年度契約の初回保険料

保険契約のお申込時にクレジットカードでお支払いいただきます。

● 継続契約の初回保険料

払込期日は、始期月の末日です。払込猶予期間満了日は、払込期日の属する月の翌月末日^(※)です。

(※)ご契約者に故意または重大な過失がなかったと引受保険会社が認める場合は、払込期日の属する月の翌々月末日とします。

例 4/1始期日の場合

| 払込期日 始期月の末日 | 払込猶予期間満了日 始期月の翌月末日 ^(※) |
|----------------|--------------------------------------|
|----------------|--------------------------------------|



保険料の入金結果が確認可能となる時期の目安

- 口座振替: 毎月20日頃

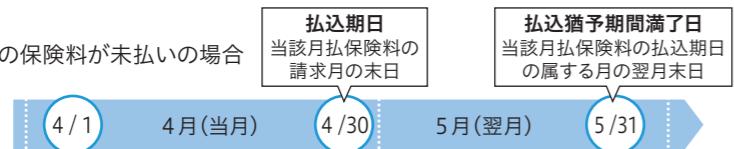
- クレジットカード: 每月10日頃

- コンビニエンスストア専用「払込取扱票」
(未払い等が発生した場合の取扱い)

: 店頭で払込んだ日から4営業日後

●第2回目以降の月払保険料

例 4月の保険料が未払いの場合



4 ご契約の解約と返還保険料

ご契約者の意思による解約(任意解約)

ご契約を解約する場合は、ペット保険専用マイページまたは書類でのお手続きが必要です。解約の返還保険料は下表のとおりです。

| | |
|-----|--|
| 年 払 | 次の計算式にて算出される保険料を、ご契約者に返還します。 返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割 |
| 月 払 | 未経過期間に対応する分の月払保険料は請求しません。ただし、既経過期間に対応する月払保険料のうち払込みをいたしていない保険料がある場合は、その分を請求します。 |

- ご契約内容および解約の条件によっては、当社の定めるところにより保険料を返還または未払保険料を請求することがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 保険料の払込方法が月払の場合、解約された月の翌月以降も引落しが発生することがあります。

ご注意 一旦、この保険契約を解約された後に同じどうぶつについて新たにペット保険にお申込みいただく際には、どうぶつの健康状態によっては新たにご契約いただくことができない場合または特定のケガ・病気が補償の対象外となる場合があります。また、初年度契約扱いとなりますので、病気が補償の対象とならない待機期間が適用されます(次年度以降の継続契約には適用されません。)

5 ご契約の失効と返還保険料

ご契約のどうぶつが死亡した場合は、保険契約は失効となりますので、ペット保険専用マイページまたは書類でのお手続きが必要です。この場合の返還保険料は下表のとおりです。

| | |
|-----|--|
| 年 払 | 次の計算式にて算出される保険料を、ご契約者に返還します。 返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割 |
| 月 払 | 次の計算式にて算出される保険料を、ご契約者に返還します。 返還保険料 = 既払込保険料 - (月払保険料 × 12) × 既経過期間に対応する日割 |

- ご契約内容および失効の条件によっては、当社の定めるところにより保険料を返還または未払保険料を請求することがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 保険料の払込方法が月払の場合、失効した月の翌月以降も引落しが発生することがあります。

詳しいお手続きにつきましては、P15(Q 6)をご覧ください。

6 重大な事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、書面による通知をもって、ご契約を解除することができます。

- (1)ご契約者または被保険者が保険金を支払わせる目的でご契約のどうぶつにケガ・病気を被らせ、または被らせようとした場合
- (2)ご契約者または被保険者が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3)被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- (4)上記のほか、(1)から(3)と同等に引受保険会社の信用を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

4 | 保険期間中のご契約内容の変更・各種お手続きについて

1 書面によるお手続きが必要なもの

| | |
|---------------------------|--|
| ●どうぶつの死亡 (死亡日より90日超経過) | ペット保険専用マイページから発送の依頼をしていただくか、あんしんサービスセンターへご連絡ください。(P15のQ 6をご覧ください。) |
| ●保険契約の継承(譲渡) | あんしんサービスセンターへご連絡ください。 |
| ●ご契約者の死亡 | (ペット保険専用マイページからの発送依頼はできません。) |

あんしんサービスセンター 0800-888-8256 https://www.sonysonpo.co.jp/inq/inq_pet.html

受付時間:平日 9:30~17:30 土・日・休日 9:30~15:30 *サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

あんしんサービスセンターまでご連絡いただく際のご注意事項

*各種変更・登録等のお手続きは、ご契約者本人よりご連絡ください。
 *ご契約内容の照会は、ご契約者本人または被保険者より受け付けいたします。照会内容によっては、被保険者へご案内できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 *ご本人確認^(※)を実施のうえでご案内しますので、ご契約内容が確認できる書類(「どうぶつ健康保険証」や「ご契約内容のお知らせ 兼意向確認書(控)」等)を必ずお手元にご用意ください。
 (※)ご契約者名、証券番号、お電話をかけていただいている方のお名前、ご契約者との関係(ご契約者本人・被保険者・左記以外の第三者)等をお伺いします。
 *耳や言葉の不自由なお客さまはこちらのお問合せフォームをご利用ください。
https://faq.anicom-sompo.co.jp/faq/show/5938?site_domain=sonysonpo

2 ペット保険専用マイページでお手続き可能なもの

ご契約ごとの「ペット保険専用マイページ」をご用意しています。ウェブサイト上で主にお手続きができますので、ぜひご利用ください。

| | | |
|------------------------|-------------------------------------|--|
| ご契約内容の お手続き | ●ご契約者情報の変更 住所・電話番号・メールアドレスの変更、改姓等 | *お客様のお持ちの口座によっては登録・変更できない場合があります。 |
| | ●支払情報の変更 (別の口座にする、別のクレジットカードにする) | |
| | ●パスワードの変更 | |
| | ●「どうぶつ健康保険証」のお写真変更 | |
| | ●「どうぶつ健康保険証」の再発行 | |
| | ●「保険金受取口座」の登録・変更 | |
| | ●どうぶつの死亡、保険契約の解約 | *どうぶつの死亡の詳しいお手続きについては、P15(Q 6)をご覧ください。 |
| | ●手続書類の発送依頼 どうぶつの死亡、 保険料振替口座の変更 | *クレジットカード払から口座振替払への変更(またはその反対)をご希望の場合は、次年度契約からとなります。 |
| | ●継続契約のお手続き | |

| | |
|----------------|--|
| 各種書類のダウンロード | ●Web保険証券の閲覧・ダウンロード |
| | ●保険金請求書(兼医療照会同意・委任書) |
| | ●手術内容証明書 *「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受ける場合に必要です。 |
| | ●保険金請求書類 送付用ラベル *直接アニコム損保へ保険金を請求いただく際にご利用ください。 |
| | ●重要事項説明書 |
| | ●普通保険約款・特約 |
| | ●ご契約内容の照会 |
| ご契約状況の確認 | ●保険料払込状況の確認 *お支払いいただいた保険料の入金日等をご確認いただけます。 |
| | ●保険金等ご利用明細 *保険金のお受取状況の詳細をご確認いただけます。 |
| | ●保険金請求手続状況の確認 *直接アニコム損保へご請求いただいた保険金の請求手続の進捗状況をご確認いただけます。 |
| 保険金請求のお手続き | |
| 「e-どうぶつ保険証」の表示 | |

ペット保険専用マイページ >   以下のURLへアクセス >> 証券番号・パスワードを入力してログイン
ご利用の際にはパスワードが必要です。

<https://cs.pet-ins.jp/sonysonpo/top/>

3 お手続き Q&A

ご契約者からいただいた「よくあるご質問」への回答は、以下をご参照ください。



https://faq.anicom-sompo.co.jp/?site_domain=sonysonpo

Q 1 改姓しました。どのような手続きが必要ですか？

A

- (1)改姓の手続きをペット保険専用マイページまたはお電話でお願いします。
- (2)保険料の支払方法が口座振替の場合は、振替口座の再登録が必要です。ペット保険専用マイページまたは書類(預金口座振替依頼書)によるお手続きとなります。

Q 2 契約後に、途中で支払割合は変更できますか？

A

支払割合は保険期間の途中では変更ができません。継続のご案内のお申し出ください。
なお、支払割合の引き上げ(50%から70%へ変更)を希望される場合は、所定の引受審査をさせていただきます。審査結果により支払割合を70%へ変更できない場合があります。

Q 3 ペット保険専用マイページのログインに必要なパスワードがわかりません。

A

「ペット保険専用マイページ」のログインに必要なパスワード(半角英数字および記号を含んだ6桁～10桁)は、初年度は「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」にて、2年目以降は、満期の約3カ月前にお送りする継続契約の案内でお伝えします。
*パスワードの表示が「*****」の場合は、お客様ご自身でパスワードをご入力、ご登録いただいております。また、パスワードの確認書類がお手元にない場合は、以下2つのいずれかの方法で再発行が可能です。

(1)インターネットでの再発行

https://cs.pet-ins.jp/sonysonpo/password_change/のサイト上で、「証券番号」「ご登録の電話番号」を入力のうえ、お手続きをお願いします。

(2)画面での再発行

あんしんサービスセンターへご連絡ください。書面を郵送いたします。

Q 4 先月は口座振替できていましたが、残高不足により今月は振替できませんでした。 どのようにしたらいいですか？

A

翌月に再度、保険料振替口座に請求いたしますので、振替日の前日までにご準備ください。月払の場合は、翌月分保険料とあわせての請求となります。なお、ご契約の状況により、コンビニエンスストア専用「払込取扱票」にてお支払いいただく場合がございますので、詳しくは払込票に記載のご案内をご確認ください。



保険料の入金が確認できるまでの期間は、「どうぶつ健保」対応病院の窓口での精算はできませんので、アニコム損保へ直接ご請求ください。保険料の入金が確認でき次第、保険金支払のお手続きを始めさせていただきます。

第2章 保険金請求について

Q5 どうぶつを譲渡することになりました。何か手続きが必要ですか？

A ご契約者本人より、あんしんサービスセンターまでご連絡ください。

ご契約の継続を希望される場合、希望されない場合に応じて手続方法をご案内します。

(1)ご契約の継続を希望される場合

保険契約の承継(譲渡)となり、現在のご契約者(譲渡される方)と今後のご契約者(譲受人)連名で、書類でのお手続きをしていただきます。なお、未払込保険料につきましては、現在のご契約者に対し一括で請求させていただきます。

(2)ご契約の継続を希望されない場合

解約のお手続きが必要となります。

Q6 どうぶつが死亡しました。

A 必ずお手続きください。

●ペット保険専用マイページでの手続き(お亡くなりになってから90日以内)

●電話での手続き(お亡くなりになってから90日以内)

*一部契約状況により書面でのお手続きが必要な場合があります。

●書面(解約書類)での手続き

*あんしんサービスセンターにお電話いただき、書類送付をご依頼ください。

お亡くなりになってから90日超経過している場合のお手続きについて

ペット保険専用マイページでのお手続きはできませんので、書面でのお手続きとなります。

また、客観的にどうぶつの死亡が確認できる書類(死亡診断書、火葬等の領収書のコピー)の提出が必要となりますので、書類が届きましたら同封のうえ、ご返送ください。なお、死亡確認の書類をご提出いただけない場合は、任意解約扱い(お申出時点解約)となりますのでご了承ください。



ご契約後に次の事由が生じた場合には、ペット保険専用マイページにてお手続きいただくか、あんしんサービスセンターまでご連絡ください。

*ご契約者が住所を変更されたとき^(※)

*ご契約者または被保険者が死亡されたとき^(※)

*保険期間の途中でご契約のどうぶつを譲渡されるとき

*ご契約のどうぶつが死亡したとき 等

(※)ソニー損保でペット保険以外のご契約がある場合、住所変更等のご契約者情報の変更を行うときは、ペット保険とは別に変更手続が必要となります。

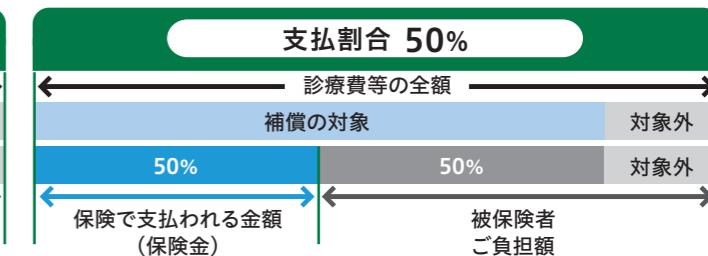
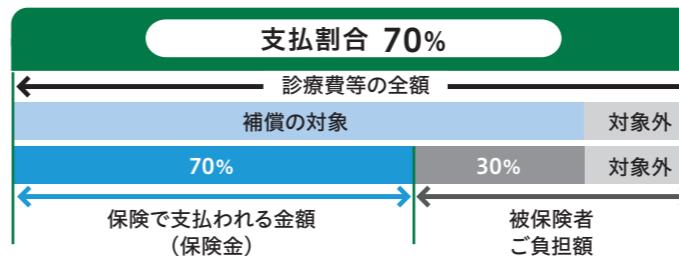
1 | 保険金をお支払いする場合

被保険者が負担された通院・入院および手術の診療費が、以下の両方にあてはまる場合は、その診療費に対して保険金を支払います。

- ご契約のどうぶつがケガ・病気を被ったことによる診療費であること
- 保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること

| 各診療の形態について | 通院 | 診療が必要な場合に、どうぶつが入院以外の診療を受けることをいいます。 |
|------------|----|--|
| | 入院 | 自宅等での治療が困難なため、どうぶつを動物病院内にて、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます(静脈点滴を伴う治療、酸素室を使用する治療、抗がん剤の治療等の行為をいい、ご契約者または被保険者都合のお預かりは含みません。)。 |
| | 手術 | 診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます(縫合のみの場合には含みません。)。全身麻醉下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。 |

支払われる保険金の計算方法



*通院・入院・手術といった診療形態ごとの支払限度額・限度日数(回数)があります。詳しくは、P7「**5 補償内容について**」をご覧ください。

お支払いする保険金の計算例

例 下痢をして1日通院したら16,000円かかりました。**支払割合50%の場合** *診療費総額16,000円のうち、15,500円が補償の対象の場合



(※)支払割合を乗じた額が支払限度額を上回った場合は、支払限度額までのお支払いとなります。

例 1日の通院で補償の対象が30,000円の場合

$30,000 \text{円} \times 50\% = 15,000 \text{円}$

通院1日の支払限度額
8,000円まで

お支払いする保険金は
8,000円となります。

2 | 保険金をお支払いしない場合

1 主な補償対象外の例

次に掲げる事由によって生じたケガ・病気等に対しては、保険金をお支払いしませんので、全額自己負担となります。

*すべての内容を記載しておりませんので、詳しくは「普通保険約款・特約」をご確認ください。

| | |
|--------------------------|--|
| 既往症・先天性異常 等 | <ul style="list-style-type: none">ご契約の始期日(継続契約の場合は、初年度契約の始期日とします。)より前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常、ならびに待機期間中に発症していた病気・先天性異常 等特定傷病除外特約(「どうぶつ健康保険証」の特記事項欄に記載)に該当するケガおよび病気・先天性異常 等 |
| ワクチン等の予防接種により予防できる病気 | <p>犬パルボウイルス感染症・犬ジステンパーウイルス感染症・犬パラインフルエンザ感染症・犬伝染性肝炎・犬アデノウイルス2型感染症・狂犬病・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ感染症・フィラリア感染症・猫汎白血球減少症・猫カリシウイルス感染症・猫ウイルス性鼻気管炎・猫白血病ウイルス感染症</p> <p>ただし、これらの病気の発症日がその予防措置の有効期間内である場合および獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかったと認められる場合は、保険金をお支払いします。</p> |
| 妊娠・出産にかかる費用 等 | <ul style="list-style-type: none">どうぶつの交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状およびケガ・病気 等 |
| (保険制度運営上)ケガ・病気にあたらないもの 等 | <ul style="list-style-type: none">去勢(停留睾丸による去勢を含む)、避妊手術 等乳歯遺残、停留睾丸、睫毛乱生、涙やけ、臍ヘルニア、そけいヘルニア 等歯石取り、肛門腺しづり 等耳掃除、爪切り(狼爪の除去を含む)、断耳、断尾 等 |
| 予防費用 等 | <ul style="list-style-type: none">マイクロチップの装着費用予防目的の診療費(狂犬病予防接種、ワクチン接種、フィラリア予防、ノミ・マダニの寄生予防 等) <p>*駆虫等の治療目的で予防薬を使用する場合であっても、持ち帰りは補償の対象外となります。</p> |
| 検査費用 | <ul style="list-style-type: none">健康診断費用 等健康体に施す検査(症状を伴わない血液検査・糞便検査・フィラリア検査)費用 等 |
| 健康食品・医薬部外品 等 | <ul style="list-style-type: none">動物病院で処方される療法食 等(ただし、入院中の食餌を除く)獣医師が処方する医薬品医療機器等法上の医薬品以外のもの(健康補助食品(サプリメント)、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品、日本で未承認の薬剤を輸入して処方された場合 等)持ち帰りのシャンプー、イヤーキーナー 等(薬用・医薬品を含む) <p>*承認されている消毒薬等の医薬品であっても、皮膚洗浄目的で使用される製品は、シャンプーとして補償の対象外となります。</p> |
| 代替医療 等 | <ul style="list-style-type: none">中国医学(鍼灸を除く)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法、理学療法(リハビリテーション)等代替療法、減感作療法(医薬品を使用する場合も含む) 等 |
| 治療付帯費用 等 | <ul style="list-style-type: none">時間外診療費、往診料、文書作成料 等ペットホテルまたは預かり料(治療中であってもご契約者、被保険者都合のお預かりの場合は補償の対象外となります。)、散歩料およびこれらの同種の費用 等カウンセリング料、相談料、指導料 等安楽死、遺体処置および解剖検査(死因分析) 等 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">ご契約いただいているどうぶつと異なる保険料払込猶予期間内に保険料が支払われていない診療日時点で保険契約が解約・解除・取消されているご契約者・被保険者の故意または重大な過失、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じたケガ・病気 等地震、噴火またはこれらによる津波(風水害等を含む)が原因で生じたケガ・病気 |

2 保険金をお支払いしない主な場合

次に掲げる事由によって生じたケガ・病気等に対しては、保険金をお支払いしませんので、全額自己負担となります。

(1)ケガ・病気・先天性異常(病気の場合、確定診断ができる前の症状を含む)の「受傷日・発症日」が初年度契約の始期日より前に該当する場合

*ケガ・病気の原因が生じたときが保険契約の始期日前であった場合は、診療日が保険期間内であっても保険金をお支払いしません。

*アニコム損保指定の獣医師による検査や、動物病院のご協力の下、詳細な調査を行う場合があります。



(2)初年度契約の待機期間中に発症した病気、およびその病気の継続診療に該当する場合

*他院での受診があった場合を含みます。

*診療日が待機期間終了後であっても、お支払いしません。

*ケガは待機期間中に受傷した場合でも補償の対象となります。

*アニコム損保指定の獣医師による検査や、動物病院のご協力の下、詳細な調査を行う場合があります。



(※)待機期間につきましては、P8をご覧ください。

(3)「どうぶつ健康保険証」の「特記事項」に記載のあるケガ・病気、またはそれに起因するケガ・病気

*動物病院にて該当するかの判断が難しい場合には、後日直接アニコム損保へ保険金の請求をお願いすることができます。

*「特記事項」に記載の内容が事実と異なる場合は、あんしんサービスセンターまでご連絡ください。



(4)保険期間外に診療を受けた場合

*ケガの受傷日、病気・先天性異常の発症日が保険期間内であっても、診療日が保険契約終了後の場合は保険金をお支払いしません。

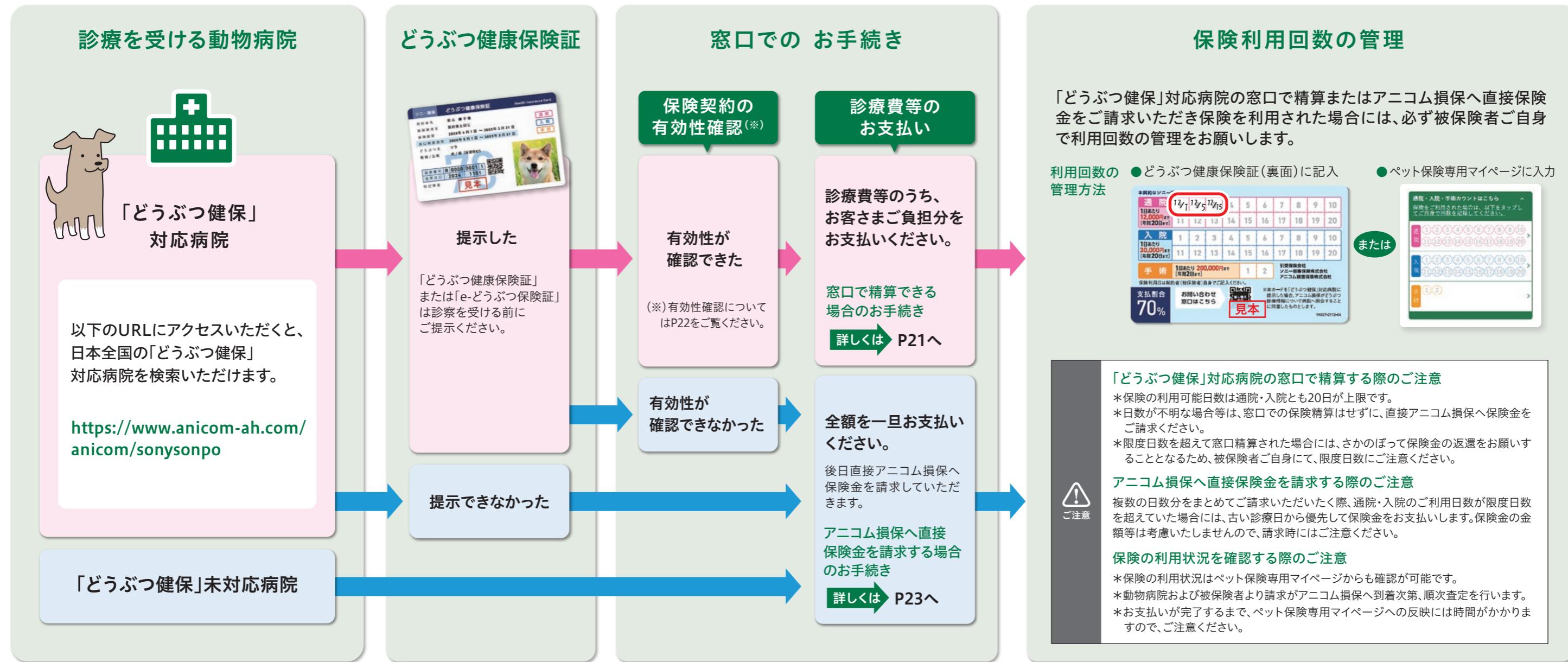


(5)限度日数(回数)に達している場合

*限度日数(回数)はご自身で管理してください。詳しくは、P20「保険利用回数の管理」をご覧ください。

 上記に該当する場合は、「どうぶつ健保」対応病院の窓口精算後であっても、お支払いした保険金の返還をお願いすることとなります。

3 | 保険金請求手続の流れ



4 | 窓口で精算できる場合のお手続き

「どうぶつ健康保険証」の提示をもって、保険金請求の意思表示および、ご契約者・被保険者の個人情報を含むどうぶつ診療情報を、アニコム損保が保険金のお支払いに必要な範囲内で「どうぶつ健保」対応病院に照会することに同意したものとします。

窓口で精算できる3つの条件

- ① 「どうぶつ健保」対応病院で診療を受けること
- ② 窓口精算期間に「どうぶつ健康保険証」を病院の窓口で提示すること
- ③ 病院の窓口で保険契約の有効性が確認できること

1 「どうぶつ健保」対応病院の窓口に「どうぶつ健康保険証」を提示し、診療を受けてください。 保険契約の有効性を確認^(※)させていただきます。

(※)有効性確認については、P22をご覧ください。
*「どうぶつ健康保険証」のご提示がないと、有効性が確認できず窓口での精算ができません。

ご注意
「どうぶつ健康保険証」は、受診の都度、必ず受付けの際に現物またはペット保険専用マイページからご提示ください。
*入院の場合、入院日と退院日の両方で提示が必要となります。
*一部の「e-どうぶつ保険証」をご利用いただけない「どうぶつ健保」対応病院があります。初診時は原則現物をご用意ください。



「どうぶつ健康保険証」を提示できなかった場合 ▶ P23「6 アニコム損保へ直接保険金を請求する場合のお手続き」をご覧ください。
保険契約の有効性確認ができなかった場合

2 保険契約が有効であることを確認したのち、病院の窓口で精算してください。 診療費等のうち、保険金の額を差し引いたお客様ご負担分をお支払ください。

*お客様ご負担分については、P16をご覧ください。

お手続き完了

上記のお手続きにより、「どうぶつ健保」対応病院の窓口で保険金のご請求手続が完了します。その後、「どうぶつ健保」対応病院よりアニコム損保へ請求が到着次第、順次査定を行います。そのため、お手続き上不備がある場合や診療費のお支払内容について不明点がある場合は、後日アニコム損保より被保険者に確認、ご返金のお願いをさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

「被保険者または「どうぶつ健保」対応病院が、アニコム損保が求める保険金請求書類の提出を完了した日」が保険金支払いの起算日となります。



*窓口での精算後の取消し・変更や、診療日以降にさかのぼって窓口で精算することはできません。
*窓口で精算する際には保険の利用回数等にご注意ください。

5 | 窓口で精算できない場合の具体例

以下の場合、診療費等の全額を一旦お支払いただき、後日直接アニコム損保へ保険金をご請求ください。

*詳しい請求方法については、P23「6 アニコム損保へ直接保険金を請求する場合のお手続き」をご覧ください。

● 「どうぶつ健保」対応病院窓口で保険契約の有効性が確認できない場合

「どうぶつ健保」対応病院で診療を受ける場合であっても、保険契約の有効性^(※)が確認できない場合は、窓口で精算することができません。

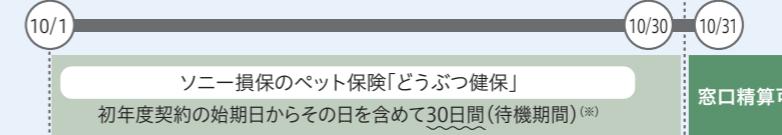
(※)保険契約の有効性確認 : 「どうぶつ健保」対応病院がアニコム損保に対して、「ご契約が有効であるか」「窓口精算が可能な条件を満たしているか」を確認することをいいます。

保険契約の有効性が確認できない主な場合

- ▶ 被保険者が病院の窓口で「どうぶつ健康保険証」を提示し忘れたとき
- ▶ 保険料の入金が確認できていないとき
- ▶ 同日に複数回通院または入院した場合の2回目以降の診療を受けたとき
- ▶ 窓口精算ができない期間に診療を受けたとき

窓口で精算ができない期間とは： 初年度契約の始期日から30日間の窓口精算ができない期間のことです。

例 10月1日が始期日の場合



(※)待機期間については、P8をご覧ください。

*窓口精算可能な期間に通院等をされた場合であっても、ケガ・病気をした日が初年度契約の始期日前や、待機期間中(「初年度契約」のみ)に発症した病気のときは補償の対象外となり、窓口での精算もできませんのでご注意ください。詳しくは、P18をご覧ください。



● 「どうぶつ健保」未対応病院で診療を受ける場合

● 他に提出書類が必要となる場合

適切にワクチンなどの予防措置をしていたにもかかわらず、予防措置の有効期間内に予防できる感染症の診療を受けた場合には、「発症日」よりも前に接種したワクチン証明書のコピーをご提出いただく必要があります。

また、獣医師の判断により予防措置を講じることができなかった場合には、「獣医師の診断書・証明書のコピー」をご提出ください。

*婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方が被保険者として、保険金請求を行う場合、関係性を確認させていただくための書類をご提出いただくことがあります。

● その他

- ▶ 入院の場合で、入院期間がご契約の保険期間外にまたがっているとき(次年度もご継続いただいている場合を含む)
- ▶ 夜間など緊急で来院され、診療日当日に保険契約の有効性が確認できなかったとき
- ▶ 病院の会計システムの都合等で窓口での精算ができないとき(1回の入院にかかる診療費を2回以上に分けて支払いをする場合等を含む)

6 | アニコム損保へ直接保険金を請求する場合のお手続き

お手続きをスムーズに行うため、診療日から30日以内(入院の場合は退院日より30日以内)に保険金請求書類をお送りください。

動物病院の窓口で

- 1 動物病院の窓口で診療費等の全額を一旦お支払ください。
- 2 診療後、診療明細書(または領収書)を必ずお受取りください。



保険金の請求方法

- 1 診療後、診療明細書(または領収書)の記載に不足がないか確認してください。

必ず右記が記載されているか
確認してください。

保険金請求手続に必要な項目となります
ので、不足している項目がある場合は余白
または裏面に、動物病院でご記入いただ
くか被保険者ご自身でご記入ください。

- ①被保険者名(飼い主名等の表記でも可)
- ②どうぶつ名
- ③動物病院情報(病院名・電話番号)
※系列病院が複数記載されている場合は、
該当病院に○印をつけてください。
- ④内訳
- ⑤診療日
- ⑥診断名または症状名
- ⑦受傷日/発症日
- ⑧カルテ番号(診察券等でわかる場合)

例

| 領収書 | |
|-------------------------|---|
| 1 安心優子様 カルテ NO:00277 | 2 領収書 20XX年8月7日 |
| 3 内訳 | 4 再診料 500円 レントゲン検査 1,000円 内服薬(抗生素) 1,200円 |
| 5 金額 ¥2,970 | 6 但 治療費として 上記正に領収いたしました |
| 7 小計 ¥2,970 | 8 内服 咳、嘔吐、下痢 |
| 消費税等 270 | |
| 7 発症日 20XX/8/3頃 | 8 発症日 20XX/8/3頃 |

レシート

| | |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| ○○動物病院 新宿区西新宿×-×-× 03-1234-×××× | イベルメック |
| 20XX年8月1日 | 診察料 ¥500 |
| 診察料 ¥500 | 内服薬 ¥2,500 |
| 内服薬 ¥1,200 | 内服薬 ¥1,200 |
| 小計 ¥4,200 | セラミド・オリゴノール 200円 シンクル 1,000円 |
| セラミド・オリゴノール 200円 シンクル 1,000円 | わたいじに |

お願い

すみやかにお支払手続が進む
よう、動物病院発行の明細書、
領収書には薬の名前、シャン
プーなど製品名と金額を動物
病院で記入いただくか、被保
険者ご自身でご記入ください。

- 2 ペット保険専用マイページからのオンライン請求または郵送で保険金の請求を行ってください。

請求方法と必要な書類

| オンライン請求 ^(※1) | | 郵送 |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 通院 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 入院 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 手術 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

- 診療明細書または領収書
- 診療明細書または領収書
- 診療明細書または領収書
- 保険金請求書
- 手術内容証明書^(※2)
- 保険金請求書
- 診療明細書または領収書
- 手術内容証明書^(※2)

(※1)オンライン請求においては、書類を撮影して画像で送ってください。

(※2)手術内容証明書は、「どうぶつ健保」未対応病院の場合のみ、提出してください。「どうぶつ健保」対応病院で手術した場合は不要です。

重要 「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受ける場合、保険金請求書と
診療明細書(または領収書)に加えて、「手術内容証明書」が必要です。

ペット保険専用マイページで手術内容証明書をダウンロードして記入を依頼してください。
診療を受けられた動物病院で、すべての項目を記入していただきください。同等の内容であれば、動物病院発行の診断書をご利用いただけます。

*文書作成料は被保険者のご負担となります。



*CT、MRI は手術扱いではありません。

*手術を伴わない通院または入院時にこれらの検査を行った場合、通院または入院の支払限度額内の補償となります。

(1) ペット保険専用マイページで保険金の請求を行う場合

- ① ペット保険専用マイページにアクセスしてください。
- ② 保険金受取口座とメールアドレスを登録のうえ、保険金をご請求ください。
＊申請が完了した日を到着日とします。



(2) 郵送で保険金の請求を行う場合

- ① 保険金請求書(兼医療照会同意・委任書)^(※)を記入してください。
複数回にわたって診療を受けた際は、まとめてご記入ください。
- ② 必要書類を封筒に入れて、送付用ラベル^(※)を貼り、ポストへ投函してください。
(※)ペット保険専用マイページよりダウンロードしていただけます。
＊アニコム損保に必要書類が到着した日を到着日とします。

お手続き完了

すべての書類がアニコム損保に到着した日^(※)から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座に保険金をお支払いします。

ただし、保険金のお支払いにあたり30日を超えて特別な調査が必要となる以下の場合につきましては、それぞれの日数を経過するまでに保険金をお支払いします。

(※)書類に不備や記入もれがあった場合には、すべての確認が完了した日とします。

| | |
|--|-----|
| 保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合 | 90日 |
| 災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合 | 60日 |

*診療後、日数が経過されてからのご請求につきましては、お支払いに通常より時間がかかる場合があります。



お支払いした保険金は、さかのぼって取消し・変更をすることはできません。

Q & A (保険金請求について)

Q 1 去勢、避妊手術は補償の対象となりますか？

A 予防目的の去勢、避妊手術は補償の対象となりません。
ただし、乳腺腫瘍などの治療の一環としての手術を行う場合は補償の対象となります。

Q 2 CTやMRIは補償の対象となりますか？また、手術として補償されますか？

A 補償の対象となる診療における検査であれば、補償の対象となります。手術扱いではありません。
手術を伴わない通院または入院時にこれらの検査を行った場合は、通院または入院の支払限度額内でのお支払いとなります。

Q 3 症状があり、通院しました。お薬の処方がなく「再診料」(診察料金)のみでしたが、保険金請求できますか？

A はい、できます。お薬の処方がない場合も補償の対象となりますので、ご請求ください。
ただし、保険金請求時には、必ず症状名の記載をお願いします。

Q 4 処方食は補償の対象となりますか？

A お持帰りの処方食は、治療目的であっても補償の対象外です。

Q 5 1日に2回通院した場合、支払限度額はいくらになりますか？

A 同日に複数回通院した場合は、補償の対象となる診療費を合算のうえ、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。

例 支払割合70%の場合

| 8/1 通院2回 | 午前 | 午後 |
|-------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 補償の対象となる診療費 | 16,000円 | 5,000円 |
| 支払割合70% | $16,000 \times 70\% = 11,200$ 円 | $5,000 \times 70\% = 3,500$ 円 |
| | $11,200 + 3,500 = 14,700$ 円 | |
| 1日の通院の支払限度額 | 12,000円まで | |
| お支払いする保険金 | 12,000円 | |

Q6 2泊3日で入院した場合、入院日数は何日になりますか？ その時、手術を受けた場合は、支払限度額はどうなりますか？

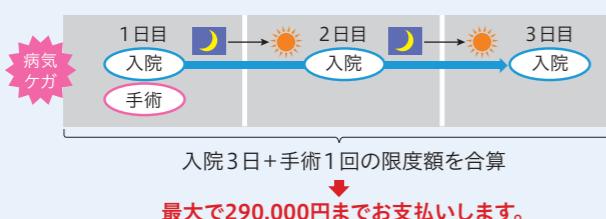
A 入院3日と数えます。手術を伴う場合、入院がセットとなり、それぞれの支払限度額を合算して適用します。

例 支払割合70%の場合 入院3日と手術1回の支払限度額を合算、最大で290,000円までお支払いします。

● 入院日数



● 手術を伴う場合、入院がセットとなり、それぞれの支払限度額を合算して適用します。



Q7 請求した保険金はいつ支払われますか？

A 必要な書類をアニコム損保が受付けた日から30日以内を目安とし、順次お支払いしております。
ただし、動物病院等に診療内容を照会する必要があった場合には、90日以内を目安にお支払いをしております。
また、30日を超える場合は、別途、事前にご案内をお送りしております。

Q8 保険金請求後(窓口での精算含む)の取消しはできますか？

A 補償を受けられた後、さかのぼって取消し・変更をすることはできません。

Q9 保険金支払の詳細はどこから確認できますか？

A ペット保険専用マイページの「保険金受取実績」からご確認いただけます。
ただし、アニコム損保が受付けする前のご請求に関しては掲載されません。

Q10 直接アニコム損保へ保険金を請求した場合、 利用回数が限度回数を超えていたときは保険金の高い診療日から支払ってもらえますか？

A 直接アニコム損保へご請求いただく場合で、通院・入院・手術のご利用回数が限度回数を超えていたときは、古い診療日から優先して保険金をお支払いします。
保険金の金額等は考慮しませんので、請求前に保険を利用する診療を被保険者ご自身で判断してください。

Q11 保険を利用する診療を選びたいのですが。

A 「どうぶつ健保」対応病院で診療を受けられる場合で保険の利用を希望されないときは、窓口で「どうぶつ健康保険証」を提示せず、その日は保険を利用しない旨をお伝えください。また、診療日以降に保険の利用をご希望される場合にはアニコム損保へ直接請求いただくことで保険金をお支払いすることが可能です。
詳しくは、P23「6 アニコム損保へ直接保険金を請求する場合のお手続き」をご覧ください。

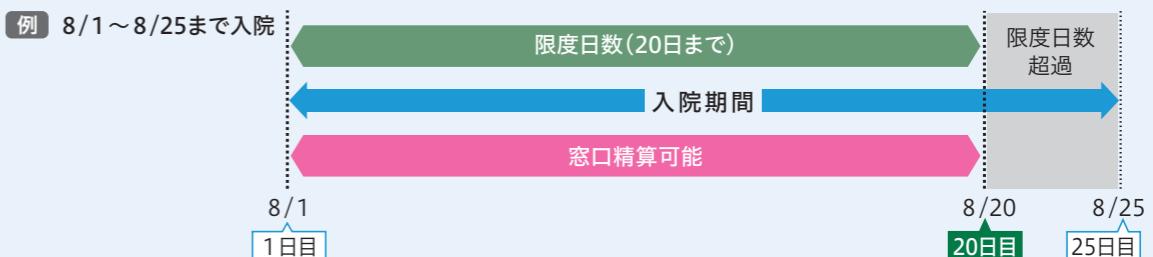
Q12 現在の保険利用回数を知りたいです。

A ペット保険専用マイページでご確認いただけます。アニコム損保が受付けする前のご請求に関しては掲載されませんので、必ず被保険者ご自身で利用された診療日を「どうぶつ健康保険証」裏面に記入またはペット保険専用マイページに入力いただき、日数の管理をお願いします。

Q13 入院しました。入院日数が入院の限度日数(20日)を超える場合の保険金請求方法を教えてください。

A 入院期間が限度日数を超えるときは、以下にご注意ください。

限度日数内の窓口での精算可



例 8/1～8/25まで入院
限度日数(20日まで)
入院期間
窓口精算可能
8/1 1日目 8/20 20日目 8/25 25日目

限度日数(20日まで)

入院期間

窓口精算可能

8/1 1日目 8/20 20日目 8/25 25日目

8/1～8/20までと8/21～8/25までの会計を分けて、20日目となった時点で窓口で精算してください。

*会計を分けて精算するのが難しい場合には、限度日数超過分の項目・金額がわかるように診療明細書等にご記入のうえ、アニコム損保へ直接ご請求ください。

ご契約者からいただいた「よくあるご質問」への回答は、以下をご参照ください。



https://faq.anicom-sompo.co.jp/?site_domain=sonysonpo

7 | ペット賠償責任特約について

保険契約の途中での付帯、削除はできませんので継続時にお手続きください。

ペット賠償責任特約は、主契約(普通保険約款)に付帯できる特約です。

この特約が付帯されているかは、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」または「Web保険証券」等でご確認ください。

*「Web保険証券」はペット保険専用マイページでご確認いただけます(ペット保険専用マイページについては、P12をご覧ください。)

1 保険金をお支払いする場合

ご契約のどうぶつが日本国内において、他人^(※1)や他の動物にかみついたこと等によってケガ等の身体障害を負わせたり、他人の財物を損壊する被害を与えたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。(治療費、交通費、慰謝料、休業損害、修繕費など)ただし、1事故につき支払限度額・被保険者自己負担額(免責金額)^(※2)があります。

(※1)他人とは、ペット賠償責任特約「用語の説明」の「他人」に定めるご契約者および被保険者にあてはまらない方をいいます。

(※2)1事故につき1,000万円を限度に、自己負担額(3,000円)を超過する損害額が保険金のお支払額になります。

2 保険金をお支払いしない主な場合 重要

賠償責任が発生しない場合

- ドッグラン参加中の犬同士の衝突等による受傷の場合
ドッグラン参加中の犬同士の衝突等により相手の犬がケガをした場合、通常被保険者側に過失が認められないため法律上の賠償責任が発生せず、保険金のお支払いができないことがあります。

- ご契約のどうぶつが被保険者^(※)以外の方の管理下にある場合
被保険者以外の方にご契約のどうぶつを預けたり、被保険者以外の方がご契約のどうぶつを散歩させたりしている場合で、その方の過失により発生した事故は、通常被保険者には法律上の損害賠償責任が発生せず、保険金のお支払いができないことがあります。
(※)被保険者については、P6「3 ご契約者および被保険者」をご確認ください。

- 物損事故の場合の、損害品所有者に対しての慰謝料
事故内容や損害内容によって異なりますが、対動物事故の際も、被害者への慰謝料は通常認められません。

賠償責任が発生してもお支払いしない場合

- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(レンタルDVD、滞在中のホテルの室内にある財物など)
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任



*弁護士の委任について

アニコム損保の同意なく委任された場合の着手金、報酬金等についてはお支払いしません。必ず事前にご相談ください。

*過失相殺について

被害者や事故の当事者にも不注意等の過失がある場合、その責任の割合に応じて、損害賠償額が減額されることがあります。

3 事故発生時のご注意

(1) 人身事故

重要 まずは被害者の救護を最優先にお願いします。

- 事故状況について、当事者双方で確認をしてください。
- 事故を証明するための証人が必要ですが、困難な場合には必要に応じて被害届を警察等に提出いただくよう、被害者にお伝えください。
- 咬傷事故の場合は、お近くの保健所に加害届をご提出願います。

(2) 物損事故

- 損害品の賠償金額は、損害品を購入した際の料金を基準として、経過年数分の減価償却を行います。
- 損害品の写真の撮影^(※)、または損害品現物のご送付をお願いします。また、事故が解決するまでには、損害品の保管をお願いします。

(※)損害状況がわかるような写真(全体像、損害箇所のアップなど)、製造メーカー・型番がわかる部分の写真(衣服のタグ、メガネのつるなど)等

4 賠償責任事故発生時のお手続き

STEP 1 賠償責任事故の発生をアニコム損保まですみやかに通知してください。

賠償責任事故の受付けをご案内します。

STEP 2 保険金請求手続をお願いします。

アニコム損保の保険金支払担当者より、保険金請求の流れおよびご提出が必要な損害立証書類についてご説明します。

STEP 3 被害者との示談前にアニコム損保と打合せをしてください。

被害者との示談解決については、示談締結前に必ずアニコム損保の保険金支払担当者と打合せを行ってください。

*被害者には、保険会社との手続きにご協力いただけるようあらかじめお伝えください。

*事前のご連絡や打合せがなく示談解決された場合は、負担された金額の一部または全部について保険金をお支払いしないことがありますので、ご注意ください。

*詳しくは、「普通保険約款・特約」をご確認ください。

示談交渉について

ペット賠償責任特約においては、保険会社が、直接被害者等(損害賠償請求者)との連絡や交渉を行う等のいわゆる示談交渉はできませんのでご注意ください。賠償責任の有無、賠償額等について、担当者より被保険者にアドバイスをさせていただきます。